

仕 様 書

■ 定義について	
本仕様書中にて使用する言葉の一部については次のとおり省略する。	
(ア) 佐賀県医療センター好生館	甲
(イ) 受託業者	乙

1. 契約期間について
令和3年4月1日から令和4年3月31日
2. 履行場所について
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館
3. 健康診断の種類、検査項目について
別紙1-1及び1-2のとおりとする。
4. 受診予定者数について
入札書（様式5）の記載のとおりとする。
5. 実施時期について
別紙2「年間日程（予定）」のとおりとする。 ただし、やむを得ず実施時期を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上決定する。
6. 実施方法について
(1) 業務の事前打合せ
乙は、業務の実施方法及び内容の細部、並びに電子データの構成等について、甲と詳細な打合せを行うこと。
(2) 健康診断の準備
① 乙は、甲が提供する受診予定者リストにより受診票、実施要領、必要な検査キットをまとめたものを作成すること。
② 受診票には、次の項目を必ず記載すること。
i. 職員番号
ii. 氏名
iii. 生年月日
iv. 年齢
v. 性別
vi. 所属
vii. 職種
viii. 職員区分
ix. 検査項目の結果
③ 乙は、受診予定者の変更に対応すること。

(3) 健康診断当日の対応	
①	健康診断会場は、甲が指定した場所を使用すること。
②	乙は、会場設営、健康診断に係る物品等の準備、受診者の受付等の全ての業務を行うこと。
③	健診終了後、使用した会場は使用前の状態に復すること。
(4) その他	
	未受診者については、乙の施設等で実施する健康診断により対応すること。
7. 結果の報告	
乙は、健康診断結果を次のとおり報告する。	
(1) 健康診断結果通知書	
次の情報を記載した文書を受診者ごと、健診の種類ごとに作成し、封筒に密封する。所属、職員番号の順に整理して、健康診断完了後 3 週間以内に甲へ提出すること。	
①	個々の受診者に応じたもの
(ア)	個人の結果（経年管理に資する形式。過去に受診していない場合は除く。）
(イ)	メタボリックシンドロームの判定結果（35 歳及び 40 歳以上）
(ウ)	具体的な指示指導事項等
(エ)	早急に加療が必要とされる疾患が疑われる受診者への医療機関受診を勧奨する書類
(オ)	その他受診者個人にあわせた資料（②の事項に沿った内容等）
ただし、オについては、健康診断の検査結果や問診票から、特に問題とされることがない者に対しては省略することができるものとする。	
②	受診者に共通したもの
(ア)	検査結果の見方に関する資料
(イ)	メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する基本的な事項
(ウ)	生活習慣と生活習慣病の関連性に関する事項
(エ)	食生活と運動習慣のバランス、料理や食品のエネルギー量、生活活動や運動によるエネルギー消費量等に関する事項
(2) 健康診断個人票	
乙は、健康診断結果を、受診者ごと、健診の種類ごとに作成し、健康診断完了後 3 週間以内に甲へ提出すること。健康診断結果通知書（受診者あて）と同じ内容を記載し、所属、職員番号の順に整理すること。	

(3)	<p>健康診断結果データ</p> <p>乙は、健康診断結果を取りまとめ、職員番号、氏名、生年月日、年齢、性別、所属、職種、職員区分、検査項目の結果を CSV 形式にて作成したもの、また所属別に分けた健康診断個人票については PDF 形式にて作成したものを電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) に保存して速やかに甲へ提出すること。</p>
(4)	<p>特定健康診査等結果</p> <p>乙は、特定健康診査・特定保健指導に関して、厚生労働省が定める電子的標準様式により作成したデータを電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) に保存して速やかに甲へ提出すること。なお、データの形式は、XLSX 形式 (定期健康診断のみ) 及び CSV 形式、PDF 形式によるものとする。</p>
(5)	<p>未受診者一覧表</p> <p>乙は、甲が作成した受診予定者リストのうち、受診予定日を経過した後も未受診である者を抽出したデータを XLSX 形式及び PDF 形式で作成し速やかに提出すること。なお、データの内容は職員番号、氏名、生年月日、年齢、性別、所属、職種、職員区分、未受診項目が一覧で確認できるものであること。</p>
<p>8. その他</p>	
(1)	<p>乙は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い、甲に報告すること。</p>
(2)	<p>乙は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、乙の責任で賠償等を行うこと。</p>
(3)	<p>乙は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度甲と協議し、その指示に従うこと。</p>
(4)	<p>医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。</p>

令和3年度 職員一般健康診断種類別実施項目

実施項目	健診種類	雇入れ時 健康診断	定期健康診断								特定業務従事者健康診断			
			一般職員				臨時職員				34歳未満	35歳	36～39歳	40歳以上
			34歳未満	35歳	36～39歳	40歳以上	34歳未満	35歳	36～39歳	40歳以上				
問診	既往歴および業務歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察	自覚症状および他覚症状の有無の検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身体測定	身長、体重、BMI	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
腹囲計測	メタボリックシンドロームの診断基準に基づく体位、軽呼吸時、臍レベルでの測定	○		○		○		○		○		○		○
視力検査	遠見視力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴力検査	1,000Hz、4,000Hz	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
胸部エックス線撮影等	間接撮影(100mmミラーカメラ)、直接撮影	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	精密検査(直接撮影(大角)、喀痰検査(塗抹・培養、PCR検査))	必要時	必要時	必要時	必要時	必要時	必要時	必要時	必要時	必要時				
血圧測定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
血液生化学検査(21項目)	HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、空腹時血糖、血清尿酸、総ビリルビン、AST、ALT、γ-GTP、AL-P、コリンエステラーゼ、総蛋白、アルブミン、LDH、白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、血小板数、尿素窒素、血清クレアチニン	○	○	○	○	○		○		○				
ヘモグロビンA1C		○		○		○		○		○				
尿検査	糖、蛋白	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心電図検査	安静時12誘導法	○		○		○		○		○				
胃がん検診	胃部X線間接撮影(7方向)	対象者のみ ※3			○	○								
大腸がん検診	免疫学的便潜血反応(2日法)	対象者のみ ※4				○								
眼底検査※1														
前立腺がん検診※2														
特定健康診査	メタボリックシンドローム診断基準(日本内科学会等内科8学会基準)による判定(基準該当、予備軍該当、非該当、判定不能)					○				○				
情報提供		○	○	○	○	○	○	○	○	○				

(注)年齢は、令和4年3月31日現在の年齢とする。
 ※1眼底検査の対象者は、一定の基準に該当した者で医師が必要と認めるもの
 ※2前立腺がん対象者は54歳及び59歳の一般職員男性
 ※3一般職員で36歳以上の者のみ実施する。
 ※4一般職員で40歳以上の者のみ実施する。

令和3年度 職員特殊健康診断・その他の健康診断種類別実施項目

実施項目		健診種類	VDT作業従事者健康診断	有機溶剤取扱作業従事者健康診断
問診	既往歴および業務歴の調査		○	○
診察	自覚症状および他覚症状の有無の検査		○	○
視力検査	遠見視力、近見視力		○	
屈折検査			○	
眼位検査			○	
調節機能検査	近点距離の測定		○	
尿検査(蛋白)				○
尿中メチル馬尿酸				○

(注)年齢は、令和4年3月31日現在の年齢とする。

